

暖房プラン(KY) 【主契約料金表】

2023年5月1日実施

ENEOS株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

1 用語の定義

この主契約料金表において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「暖房プラン (KY)」(以下「暖房プラン」といいます。)とは、ENEOS 都市ガス需給約款およびこの主契約料金表に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (2) 「標準プラン (KY)」(以下「標準プラン」といいます。)とは、ENEOS 都市ガス需給約款および標準プラン (KY)【主契約料金表】に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (3) 「家庭用ガス暖房機器」(以下「暖房機器」といいます。)とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、住宅の居室において暖房を行う機能を有する燃焼機器、または温水を循環させる機能を有する熱源機により供給した温水を利用して、住宅の居室において暖房を行う機器もしくは居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有するものをいいます。
- (5) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (6) 「その他期」とは、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間をいい、「冬期」とは、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間をいいます。

2 適用条件

この主契約料金表は、京葉ガス株式会社が定める託送供給約款における供給区域等(ただし、お客さまのお申込みをお受けできない地域として当社が別途定める地域を除く。)のお客さまで、当社が別途定めるENEOS都市ガス需給約

款が適用される需要であり、次の(1)および(2)の条件の両方を満たし、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 住宅において、居室で暖房機器を使用されること。
- (2) 1 需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が 16 立方メートル毎時以下であること。

3 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金の単価は、別表（原料費調整）1 (1)によって算定された平均原料価格が 59,540 円を下回る場合は、別表（原料費調整）1 (2)によって算定された原料費調整単価を差し引いたものとし、別表（原料費調整）1 (1)によって算定された平均原料価格が 59,540 円を上回る場合は、別表（原料費調整）1 (2)によって算定された原料費調整単価を加えたものといたします。

なお、ガス料金の算定期間の末日が 5 月 1 日から 11 月 30 日までの場合は料金表（その他期）を、12 月 1 日から 4 月 30 日までの場合は料金表（冬期）を、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表（その他期）

使用量が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 100 立方メートルをこえる場合には料金表 C を、それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	815.10 円
---------	----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その 1 月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	169.81 円
-------------	----------

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	1,324.40 円
---------	------------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	144.35 円
-------------	----------

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	1,939.30 円
---------	------------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	138.20 円
-------------	----------

(2) 料金表 (冬期)

使用量が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 50 立方メートルをこえる場合には料金表 C を、それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	815.10 円
---------	----------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	169.81 円
-------------	----------

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1,571.35 円
---------	------------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	132.01 円
-------------	----------

ハ 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	2,144.45 円
---------	------------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量と次の単価によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	120.54 円
-------------	----------

4 日割計算

当社は、ENEOS都市ガス需給約款 16（ガス料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、日割計算し、ガス料金を算定いたします。

日割計算を行う場合のガス料金は、次の日割計算後、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。なお、この場合の3（ガス料金）の適用区分は、日割計算で算出したお客さまのガス使用日数（以下「日割計算対象日数」といいます。）における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算の使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) 従量料金

3 (ガス料金) の料金表における 1 立方メートルあたりの従量料金の単価に日割計算対象日数における使用量を乗じて算定いたします。ただし、従量料金の単価は、別表 (原料費調整) 1(1) によって算定された平均原料価格が 59,540 円を下回る場合は、別表 (原料費調整) 1(2) によって算定された原料費調整単価を差し引いたものとし、別表 (原料費調整) 1(1) によって算定された平均原料価格が 59,540 円を上回る場合は、別表 (原料費調整) 1(2) によって算定された原料費調整単価を加えたものいたします。

5 割引制度

暖房プランを適用するお客さまについては、暖房追加割引を適用します。割引額は、3 (ガス料金) に定めるガス料金に割引率 11% を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り上げたものいたします。

6 精算等

お客さまには、暖房プランのお申込み時点または当社の求めに応じて、2 (適用条件) を満たすことを当社に通知していただきます。通知がない場合、当社は暖房プランのお申込みを承諾しない、または暖房プランを解約することといたします。解約の場合、暖房プランの適用は、2 (適用条件) を満たさないことが明らかになった直後の定例検針日までといたします。当該定例検針日の翌日以降は、お客さまの別途のお申込みがない限り、標準プランを適用いたします。

なお、2 (適用条件) を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も暖房プランが適用されていた場合、暖房プランの適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、2 (適用条件) を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日まで遡って精算させていただくことがあります。この場合の精算額は、標準プランに基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

7 設置確認

当社は、お客さまの住宅に暖房機器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は、暖房プランのお申込みを承諾しない、または暖房プランを解約することといたします。

8 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスの熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は 13A であるため、13A とされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……45	メガジュール
	最低熱量	……44	メガジュール
圧力	最高圧力	……2.5	キロパスカル
	最低圧力	……1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……47	
	最低燃焼速度	……35	
	最高ウォツベ指数	……57.8	
	最低ウォツベ指数	……52.7	

9 各種手数料

請求書等を書面で発行する場合、次の(1)または(2)に該当する場合を除き、次の発行手数料をお支払いいただきます。

発行手数料	請求書・利用明細書	1通につき220円(税込)
	領収書	1通につき275円(税込)
	支払証明書	1通につき880円(税込)

- (1) ENEOSでんきの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料をご負担いただいているお客さまで、かつ、ENEOSでんきおよびENEOS都市ガスの両方を同一名義、同一使用場所、同一支払方法でご契約いただいているお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。
- (2) 複数の使用場所のENEOS都市ガスの料金を一括してお支払いいただくお客さまの場合は、ENEOS都市ガスの請求書・利用明細書または領収書の発行手数料を無料といたします。

10 その他

その他の事項については、ENEOS都市ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この主契約料金表は、2023年5月1日から実施いたします。

別 表(原料費調整)

1 原料費調整単価の算定

(1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.7303$$

$$\beta = 0.0821$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 59,540 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (59,540 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{0.081 \times (1 + \text{消費税率})}{100}$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 59,540 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 59,540 \text{ 円}) \times \frac{0.081 \times (1 + \text{消費税率})}{100}$$

なお、原料費調整単価の小数点第 3 位以下の端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスの従量料金の単価に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日の翌日から6月の検針日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日の翌日から7月の検針日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日の翌日から8月の検針日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日の翌日から9月の検針日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日の翌日から10月の検針日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日の翌日から11月の検針日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日の翌日から12月の検針日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日の翌日から翌年の1月の検針日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日の翌日から2月の検針日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日の翌日から3月の検針日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日の翌日から4月の検針日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日の翌日から5月の検針日までの期間

2 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料単価算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。